



青森県報

第二千二百二十三号

平成十五年一月十五日(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉課) …… 一

公 告

行政書士試験の合格者……………(総務学事課) …… 一

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課) …… 二

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) …… 三

右……………(同) …… 三

都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) …… 四

右……………(同) …… 四

土地区画整理組合の理事の就任……………(同) …… 四

土地区画整理組合の理事の退任……………(同) …… 四

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) …… 五

収用委員会

公示送達……………(監理課) …… 五

告

示

青森県告示第十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第

四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年一月十五日

青森県知事 木村守男

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉岡 辰美	西津軽郡車力村大字豊富字屏風山一の七九六	吉岡はり治療院	西津軽郡車力村大字豊富字屏風山一の七九六	平成十四・一・二四

公

告

行政書士試験の合格者

平成十四年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則(昭和五十年六月青森県規則第三十四号)第一条の規定により公告する。

平成十五年一月十五日

青森県知事 木村守男

受験番号		
〇二二〇〇〇三	〇二二〇二〇一	〇二二〇二七五
〇二二〇〇〇四	〇二二〇二〇四	〇二二〇二九四
〇二二〇〇一四	〇二二〇二〇三六	〇二二〇二九七
〇二二〇〇二二	〇二二〇二〇四一	〇二二〇三〇〇
〇二二〇〇二二	〇二二〇二〇五三	〇二二〇三〇三
〇二二〇〇二三	〇二二〇二〇六〇	〇二二〇三〇一
〇二二〇〇二七	〇二二〇二〇七一	〇二二〇三〇七
〇二二〇〇三七	〇二二〇二〇七六	〇二二〇三〇〇
〇二二〇〇五五	〇二二〇二〇八六	〇二二〇三〇一
〇二二〇〇五六	〇二二〇二〇二四	〇二二〇三〇五
〇二二〇〇五八	〇二二〇二〇三一	〇二二〇四四〇
〇二二〇〇六四	〇二二〇二〇三三	〇二二〇四四〇
〇二二〇〇七八	〇二二〇二〇三六	〇二二〇四四一

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月十五日

青森県知事 木村守男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ十和田店
十和田市大字相坂字白上二四八の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社横浜フアーマシー
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 松山稔
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社横浜フアーマシー
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

- 2 代表取締役 松山稔
有限会社ドラッグコーポレーション
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 松山稔
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年八月二十八日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、三三三三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
一七一台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐輪場の位置及び収容台数
四〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
3 荷さばき施設の位置及び面積
五六平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後九時まで
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
一か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時三十分から午後六時まで
- 八 届出年月日
平成十四年十二月二十七日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工観光労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十五年一月十五日から同年五月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年五月十五日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・セラ東バイパスショッピングセンター
青森市八重田四丁目二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年一月十五日から同年二月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコシティ黒石
黒石市大字中川字花岡二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十五年一月十五日から同年二月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域区分に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画の種類

青森都市計画区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

市街化調整区域から除かれる土地の区域

青森市大字大野字鳴滝、字笹崎、字今井、大字安田字若松の各一部

2 追加される土地の区域

市街化区域に追加される土地の区域

青森市大字大野字鳴滝、字笹崎、字今井、大字安田字若松の各一部

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成十五年一月十六日から同月二十九日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画の種類

青森都市計画道路に関する都市計画（三・四・六号安方高田線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

青森市大字大野字今井、字笹崎の各一部

2 追加される土地の区域

青森市大字大野字山下、字鳴滝、字笹崎の各一部

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成十五年一月十六日から同月二十九日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

土地区画整理組合の理事の就任

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、弘前市城東第五土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

氏名	猪股 真作 相馬 俊逸 三浦 正勝	住所	弘前市大字外崎五丁目四の四 弘前市大字福村字福富二七の九 弘前市大字福田字福岡一八の一
----	-------------------------	----	---

土地区画整理組合の理事の退任

弘前市城東第五土地区画整理組合から、次の理事が退任した旨の届出があったので、
公告する。

平成十五年一月十五日

氏名	奈良岡 清太郎	住所	弘前市大字外崎一丁目七の四
----	---------	----	---------------

青森県知事 木村 守 男

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律
第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年一月十五日

青森県知事 木村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一の五 六及び一の九二	東京都千代田区丸の内一丁目四の二 新むつ小川原株式会社
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一の八 九及び一の九〇	東京都千代田区丸の内一丁目四の二 新むつ小川原株式会社
上北郡六ヶ所村大字鷹架字内子内三三 七の一部、字道ノ下五六一の一八、五 六一の二〇、八二〇の二及び八二九の 二	青森市本町一丁目二の一五 日本原燃株式会社 六ヶ所村

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確認することができないので、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により公示送達する。

平成十五年一月十五日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

南津軽郡平賀町大字館田字前田三〇三の三	南津軽郡平賀町大字小杉字西田二〇の二
上北郡百石町一川目一丁目六五の六九 六及び六五の七三九	三沢市日の出二丁目九四の三六二 山本精子

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成十四年十二月二十日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書
- 二 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 送達すべき裁決書の交付
一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他
一の裁決書は、平成十五年二月五日をもって通知があったものとみなされます。

別 紙

土地の所在	氏名	住所
青森県八戸市大字妙字花生94番2	堀込猛博	不明 ただし、住民票(除票)記載の住所 八戸市大字大久保字小久保平26番地4
	泉山勝美	不明 ただし、住民票(除票)記載の住所 東京都台東区日本堤2丁目28番7号
青森県八戸市大字妙字花生95番3	服部キヨウ	不明 ただし、戸籍の附票(除票)の住所 八戸市大字新井田字石佛1番地の1
	堀込猛博	不明 ただし、住民票(除票)記載の住所 八戸市大字大久保字小久保平26番地4
	泉山勝美	不明 ただし、住民票(除票)記載の住所 東京都台東区日本堤2丁目28番7号
	服部キヨウ	不明 ただし、戸籍の附票(除票)の住所 青森県八戸市大字新井田字石佛1番地の1

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭